ロ　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口（ロにおいて「投資口」という。）又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類するもの。ハにおいて「委託者指図型投資信託約款」という。）、同法第六十七条第一項に規定する規約（当該投資口が同法第二条第二十五項に規定する外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類するもの）又は信託法第三条第一号に規定する信託契約において法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（第十五項第二号に規定する目的によるものを除く。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

ハ　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款に第十五項第一号及び第三号の定めがあるもの以外のもの

第二十五条の十三第三十項中「第三十七条の十四第五項第六号ハ」を「第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)」を「第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)(i)」に、「第二十六項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項中「第三十七条の十四第五項第六号ニ」を「第三十七条の十四第五項第六号ハ(2)」に、「第二十五項第二号」を「第三十五項第三号」に改め、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の二項を加える。

31　法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(i)に規定する災害、疾病その他の政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由（当該事由が生じたことにつき財務省令で定めるところにより非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の納税地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に当該事由が生じた日から一年を経過する日までに提出した場合における当該事由に限る。）とする。

一　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその居住の用に供している家屋であつてその者又はその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと。

二　その年の前年十二月三十一日（その年中に出生した者にあつてはその年十二月三十一日とし、同年の中途において死亡した者にあつてはその死亡の日とする。）において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者を所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族とする者（以下この項において「扶養者」という。）が、当該扶養者又はその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払つた同法第七十三条第一項に規定する医療費の金額の合計額が二百万円を超えたこと。

三　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の扶養者が、配偶者と死別し、若しくは離婚したこと又は当該扶養者の配偶者が所得税法施行令第十一条各号に掲げる者に該当することとなつたこと（これらの事由が生じた日の属する年の十二月三十一日（その扶養者が同年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）においてその扶養者が所得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦（同項第三十四号に規定する扶養親族を有するものに限る。）又は同項第三十一号に規定するひとり親に該当し、又は該当することが見込まれる場合に限る。）。

四　当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又はその者の扶養者が、所得税法第二条第一項第二十九号に規定する特別障害者に該当することとなつたこと。

五　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の扶養者が、雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者若しくは同法第十三条第三項に規定する特定理由離職者に該当することとなつたこと又は経営の状況の悪化によりその営む事業を廃止したことその他これらに類する事由

32　法第三十七条の十四第五項第六号ホ(1)(i)に規定する災害等による返還等その他政令で定める事由は、同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する同号イの口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等の金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたこと（第三十九項第一号において「上場廃止事由」という。）による当該口座からの払出しとする。

第二十五条の十三第四十四項中「第二十三項第三号イ」を「第二十七項第三号イ」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十三項中「第四十項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第四十二項中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十一項を同条第五十二項とし、同条第四十項中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第三十七条の十四第三十四項」に「同条第二十八項」を「同条第三十四項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第三十四項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項中「第十七項本文（第二十四項において準用する場合を含む。）、第二十一項第二号イ、第二十五項第三号イ又は」を削り、同項を同条第四十八項とし、同条第三十六項中「第三十四項」を「第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七条の十四第八項（同条第二十六項」を「第三十七条の十四第十四項（同条第三十二項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「第三十六項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「第三十七条の十四第十二項」に改め、「住所」の下に「（国内に住所を有しない者にあつては、同条第十四項に規定する財務省令で定める場所。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「第三十五項」を「第四十六項」に、「第三十七条の十四第二十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に、「第三十八項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同項の前に次の十一項を加える。

33　法第三十七条の十四第五項第六号ホ(2)に規定する政令で定める譲渡は、同号の特定累積投資上場株式等の譲渡であつて法第三十七条の十一第四項第一号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限る。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、法第三十七条の十四第五項第六号イの口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないものに限る。）とする。

34　法第三十七条の十四第五項第六号ホ(3)に規定する政令で定める金銭その他の資産は、次に掲げるものとする。

一　上場株式等に係る法第九条の八第一項に規定する配当等で、法第三十七条の十四第五項第六号イの口座が開設されている金融商品取引業者等が国内における法第九条の八第一項に規定する支払の取扱者でないもの

二　前項に規定する投資信託の終了による譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が法第三十七条の十四第五項第六号イの口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないもの

35　法第三十七条の十四第五項第六号トに規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの非課税口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、次号に規定するもの、第二十六項において準用する第十二項第一号、第四号又は第十一号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除く。以下この号において同じ。）があつた場合には、当該特定累積投資勘定が設けられている同条第五項第六号イの口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること。